

事務連絡  
令和7年 1月31日

障害保健福祉主管部（局）  
各 都道府県 御中  
児童福祉主管部（局）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

### 同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正等について

本日、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成13年6月20日障発第0620263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を改正したところです。改正の概要等については下記のとおりですので、各都道府県におかれては内容を十分御了知の上、適切な研修実施に御協力いただくとともに、関係団体や指定研修事業者等への周知をお願いします。

#### 記

#### 1 同行援護のサービス提供責任者の資格要件関係

##### （1）改正の概要

同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、令和7年4月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう、以下の見直しを行います。（参考資料1）

##### （改正内容）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正

・サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者を追加する。

①同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者（現行カリキュラムの養成研修修了者を含む。）で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者

- ②同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

## （2）実務経験及び従事した期間

### ①実務経験

同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者であって3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者の実務経験については、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知）の別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」（以下「業務の範囲通知」という。）のうち、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスの「同行援護」や、「地域生活支援事業の実施について」別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記1-14（2）に基づく「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている事業所や施設の従業者でその主たる業務が介護等である者などになります。

### ②業務従事期間の計算方法

従事した期間は、業務の範囲通知に基づいて3年に換算して認定することになります。

具体的には、視覚障害者の介護等の業務に従事した期間が通算1095日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が540日以上である場合になります。

## 2 同行援護従業者養成研修関係

### （1）改正の概要

令和5年10月16日付けで、「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第538号）が一部改正され、令和7年4月から、都道府県において、新たなカリキュラムにより研修が行われることとなっております。（参考資料2）

これに関連し、以下の通知について見直しを行います。

#### （改正内容）

「居宅介護職員初任者研修等について」、「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」の一部改正

- ・同行援護従業者養成研修（応用研修）について、一般課程の研修修了者がサービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として行われることとなったため、一般課程および応用課程の目的について、必要な改正を行っています。
- ・同行援護従業者養成研修（一般課程）について、研修内容・時間を充実したことから、修業年限を、原則として2月以内から、原則として3月以内とします。また、地域の実情等により、やむを得ない場合について、4月の範囲内から5月の範囲内として差し支えないとします。

# 同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正について

## 概要

- 同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、令和7年4月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう要件を改正する（通知改正）。

(改正内容)

- ・ サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者を追加する（※1）。

①同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者（※2）で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者

②同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

(※1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を改正

(※2) 現行カリキュラムの養成研修修了者を含む

### 同行援護のサービス提供責任者の要件

#### 現行

介護福祉士、実務者研修修了者

居宅介護職員初任者研修課程修了者 +  
実務経験3年以上



同行援護従業者  
養成研修（一般  
+ 応用課程）



#### 改正後（令和7年4月より実施）

介護福祉士、実務者研修修了者

居宅介護職員初任者研修課程修了者 +  
実務経験3年以上



同行援護従業者  
養成研修（一般  
+ 応用課程）



同行援護従業者養成研修（一般課程）  
+ 視覚障害者の介護等の業務3年以上

同行援護従業者  
養成研修（応用  
課程）

国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者

国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者

# 同行援護従業者養成研修について

- 同行援護の従業者を養成するための研修として、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）がある。同行援護の質的向上を図るため、令和7年4月から、都道府県において、新たなカリキュラムにより研修が行われることとなっている。（※）

## 【同行援護従業者養成研修】

- ・ 一般課程の研修は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる。
- ・ 応用課程の研修は、一般課程の研修修了者がサービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として行われる。

※ 令和5年10月16日付けで、「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第538号）を一部改正。

## 同行援護従業者養成研修カリキュラム

### 現 行

#### 【一般課程】

区分	科目	時間数
講義	視覚障害者（児）福祉サービス	1
	同行援護の制度と従業者の業務	2
	障害・疾病の理解①	2
	障害者（児）の心理①	1
	情報支援と情報提供	2
	代筆・代読の基礎知識	2
	同行援護の基礎知識	2
演習	基本技能	4
	応用技能	4
合計		20

#### 【応用課程】

区分	科目	時間数
講義	障害・疾病の理解②	1
	障害者（児）の心理②	1
演習	場面別基本技能	3
	場面別応用技能	3
	交通機関の利用	4
合計		12

### 令和7年4月より実施

#### 【一般課程】

区分	科目	基本時間数	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者	
			免除	免除後時間数
講義	外出保障	1		1
	視覚障害の理解と疾病①	1		1
	視覚障害の理解と疾病②	0.5	○	0
	視覚障害者（児）の心理	1		1
	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5	○	0
	同行援護の制度	1		1
	同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5	○	0
講義・演習	情報提供	2		2
	代筆・代読①	1		1
演習	代筆・代読②	0.5	○	0
	誘導の基本技術①	4		4
	誘導の基本技術②	3	○	0
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	4		4
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1	○	0
	交通機関の利用	4		4
	合計	28		19

#### 【応用課程】

区分	科目	時間数
講義	サービス提供責任者の業務	1
	様々な利用者への対応	1
	個別支援計画と他機関との連携	1
	業務上のリスクマネジメント	1
	従業者研修の実施	1
	同行援護の実務上の留意点	1
	合計	6

こ支障第 19 号  
障発 0131 第 10 号  
令和 7 年 1 月 31 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )  
こども家庭庁支援局長  
( 公 印 省 略 )

「居宅介護職員初任者研修等について」の一部改正について

「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）の一部改正（令和 7 年 4 月 1 日施行分）に伴い、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成 19 年 1 月 30 日障発第 0130001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

「居宅介護職員初任者研修等について」（平成 19 年 1 月 30 日障発第 0130001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改 正 後	改 正 前
障 発 第 0130001 号 平成 19 年 1 月 30 日	障 発 第 0130001 号 平成 19 年 1 月 30 日
一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日	一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日
一部改正 障 発 0330 第 8 号 平成 24 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 8 号 平成 24 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0329 第 16 号 平成 25 年 3 月 29 日	一部改正 障 発 0329 第 16 号 平成 25 年 3 月 29 日
一部改正 障 発 0331 第 49 号 平成 26 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 0331 第 49 号 平成 26 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 0331 第 17 号 平成 27 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 0331 第 17 号 平成 27 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 0401 第 4 号 平成 28 年 4 月 1 日	最終改正 障 発 0401 第 4 号 平成 28 年 4 月 1 日
<u>最終改正 こ 支 障 第 19 号</u> <u>障 発 0131 第 10 号</u> <u>令 和 7 年 1 月 31 日</u>	
各 都道府県知事 殿  厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  居宅介護職員初任者研修等について  標記については、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号。以下「告示」という。）として定められたところであるが、居宅介護職員初任者研修等及び居宅介護従業者等の取扱いは、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に	各 都道府県知事 殿  厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  居宅介護職員初任者研修等について  標記については、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号。以下「告示」という。）として定められたところであるが、居宅介護職員初任者研修等及び居宅介護従業者等の取扱いは、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

遺憾のないようにされたい。

なお、平成 15 年 3 月 27 日付け障発第 0327011 号当職通知「居宅介護従業者養成研修等について」（以下「前通知」という。）は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

#### 記

#### 第 1 居宅介護職員初任者研修等について

##### 1 居宅介護職員初任者研修等の課程

イ～へ（略）

ト 同行援護従業者養成研修一般課程（告示第 1 条第 6 号に規定する「同行援護従業者養成研修」のうち、別表第 6 に定める内容以上のものをいう。以下「一般課程」という。）

一般課程は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

チ 同行援護従業者養成研修応用課程（告示第 1 条第 6 号に規定する「同行援護従業者養成研修」のうち、別表第 7 に定める内容以上のものをいう。以下「応用課程」という。）

応用課程は、サービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として、一般課程を修了した者を対象として行われるものとする。（ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。）

なお、平成 15 年 3 月 27 日付け障発第 0327011 号当職通知「居宅介護従業者養成研修等について」（以下「前通知」という。）は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

#### 記

#### 第 1 居宅介護職員初任者研修等について

##### 1 居宅介護職員初任者研修等の課程

イ～へ（略）

ト 同行援護従業者養成研修一般課程（告示第 1 条第 6 号に規定する「同行援護従業者養成研修」のうち、別表第 6 に定める内容以上のものをいう。以下「一般課程」という。）

一般課程は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

チ 同行援護従業者養成研修応用課程（告示第 1 条第 6 号に規定する「同行援護従業者養成研修」のうち、別表第 7 に定める内容以上のものをいう。以下「応用課程」という。）

応用課程は、一般課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の視覚障害者（児）の障害及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等を習得することを目的として、一般課程を修了した者を対象として行われるものとする。（ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。）

リ（略）

<p>リ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 都道府県知事が指定する際の基準は、次のとおりとする。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>ト 一般課程</p> <p>(1) 修業年限は、原則として <u>3月以内</u> であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、<u>5月</u> の範囲内として差し支えない。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>チ及びリ (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>別記様式 (一) (二) (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 都道府県知事が指定する際の基準は、次のとおりとする。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>ト 一般課程</p> <p>(1) 修業年限は、原則として <u>2月以内</u> であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、<u>4月</u> の範囲内として差し支えない。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>チ及びリ (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>別記様式 (一) (二) (略)</p>
---	--



こ支障第 18 号  
障発 0131 第 9 号  
令和 7 年 1 月 31 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )  
こども家庭庁支援局長  
( 公 印 省 略 )

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に  
基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する  
基準について」の一部改正について

同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、  
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害  
福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12  
月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のと  
おり改正し、令和 7 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市  
町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改正後	現 行
障 発 第 1206001 号 平成 18 年 12 月 6 日	障 発 第 1206001 号 平成 18 年 12 月 6 日
一部改正 障 発 第 0402002 号 平成 19 年 4 月 2 日	一部改正 障 発 第 0402002 号 平成 19 年 4 月 2 日
一部改正 障 発 第 0331019 号 平成 20 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 第 0331019 号 平成 20 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 第 0331032 号 平成 21 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 第 0331032 号 平成 21 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 1007 第 3 号 平成 21 年 10 月 7 日	一部改正 障 発 1007 第 3 号 平成 21 年 10 月 7 日
一部改正 障 発 0601 第 4 号 平成 22 年 6 月 1 日	一部改正 障 発 0601 第 4 号 平成 22 年 6 月 1 日
一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日	一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日
一部改正 障 発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0329 第 16 号 平成 25 年 3 月 29 日	一部改正 障 発 0329 第 16 号 平成 25 年 3 月 29 日
一部改正 障 発 0930 第 1 号 平成 25 年 9 月 30 日	一部改正 障 発 0930 第 1 号 平成 25 年 9 月 30 日
一部改正 障 発 0331 第 51 号 平成 26 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 0331 第 51 号 平成 26 年 3 月 31 日

改正後	現行
一部改正 障 発 1001 第 1 号 平成 26 年 10 月 1 日	一部改正 障 発 1001 第 1 号 平成 26 年 10 月 1 日
一部改正 障 発 1226 第 4 号 平成 26 年 12 月 26 日	一部改正 障 発 1226 第 4 号 平成 26 年 12 月 26 日
一部改正 障 発 0220 第 7 号 平成 27 年 2 月 20 日	一部改正 障 発 0220 第 7 号 平成 27 年 2 月 20 日
一部改正 障 発 0331 第 21 号 平成 27 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 0331 第 21 号 平成 27 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0330 第 8 号 平成 29 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 8 号 平成 29 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0330 第 4 号 平成 30 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 4 号 平成 30 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0330 第 3 号 令和 3 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 3 号 令和 3 年 3 月 30 日
<u>一部改正</u> こ 支 障 第 97 号 障 発 0329 第 33 号 令和 6 年 3 月 29 日	<u>最終改正</u> こ 支 障 第 97 号 障 発 0329 第 33 号 令和 6 年 3 月 29 日
<u>最終改正</u> こ 支 障 第 18 号 <u>障 発 0131 第 9 号</u> <u>令和 7 年 1 月 31 日</u>	

改正後	現行
<p data-bbox="208 260 461 288">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="589 357 1122 386">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p data-bbox="176 501 1122 579">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p data-bbox="176 646 1122 1254">障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第 30 条第 1 項第 2 号イ及び第 43 条の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号をもって公布され、本年 10 月 1 日（指定共同生活介護事業所（平成 26 年 4 月 1 日からは指定共同生活援助事業所。）における個人単位での居宅介護等を利用する場合の特例については平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところですが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにお願いします。</p> <p data-bbox="176 1273 1122 1351">なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403009 号当職通知「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成 18 年</p>	<p data-bbox="1176 260 1429 288">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="1554 357 2087 386">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p data-bbox="1144 501 2089 579">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p data-bbox="1144 646 2089 1254">障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第 30 条第 1 項第 2 号イ及び第 43 条の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号をもって公布され、本年 10 月 1 日（指定共同生活介護事業所（平成 26 年 4 月 1 日からは指定共同生活援助事業所。）における個人単位での居宅介護等を利用する場合の特例については平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところですが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにお願いします。</p> <p data-bbox="1144 1273 2089 1351">なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403009 号当職通知「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成 18 年</p>

改正後	現 行
<p>9月30日限り廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p>第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>(6) 指定同行援護事業所の取扱い</p> <p>① サービスを提供する者の実務経験</p> <p>サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1年に換算して認定する。</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p>	<p>9月30日限り廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p>第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>(6) 指定同行援護事業所の取扱い</p> <p>① サービスを提供する者の実務経験</p> <p>サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1年に換算して認定する。</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p>

改正後	現行
<p>指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア及びイの要件を満たすもの又は厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）第十号介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生省告示第四号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>ア （2）の②のアからエ<u>まで</u>、<u>居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者</u> <u>又は同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者であって3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者</u></p> <p><u>なお、「3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者」の実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて3年に換算して認定するものとする。</u></p> <p>イ <u>同行援護従業者養成研修応用課程（以下「応用課程」という。）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。なお、同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者であって3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者については、令和7年4月1日以降</u></p>	<p>指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア及びイの要件を満たすもの又は厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）第十号介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生省告示第四号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>ア （2）の②のアからエまで<u>又は</u>居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者 <u>のいずれかの要件に該当するもの</u></p> <p>イ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）</p>

改正後	現 行
<p><u>に行われる応用課程を修了した者とする。)</u></p> <p>なお、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程を修了したものとして取り扱って差し支えない。また、居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、3年以上の実務経験は要件としないこと。</p> <p>この場合において、(5)の③の留意点についても、留意すること。</p> <p>(略)</p>	<p>なお、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程を修了したものとして取り扱って差し支えない。また、居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、3年以上の実務経験は要件としないこと。</p> <p>この場合において、(5)の③の留意点についても、留意すること。</p> <p>(略)</p>

こ支障第20号  
障発0131第11号  
令和7年1月31日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )  
こども家庭庁支援局長  
( 公 印 省 略 )

「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」の  
一部改正について

「指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）の一部改正（令和7年4月1日施行分）に伴い、「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成13年6月20日障発第0620263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正し、令和7年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。



「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成13年6月20日障発第0620263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)【新旧対照表】

改 正 後	改 正 前
障発第0620263号	障発第0620263号
平成13年6月20日	平成13年6月20日
一部改正 障発0928号第1号	一部改正 障発0928号第1号
平成23年9月28日	平成23年9月28日
一部改正 障発0330第9号	一部改正 障発0330第9号
平成24年3月30日	平成24年3月30日
一部改正 障発0329第18号	一部改正 障発0329第18号
平成25年3月29日	平成25年3月29日
一部改正 障発0331第50号	一部改正 障発0331第50号
平成26年3月31日	平成26年3月31日
一部改正 障発0331第18号	一部改正 障発0331第18号
平成27年3月31日	平成27年3月31日
一部改正 障発0330第20号	最終改正 障発0330第20号
令和3年3月30日	令和3年3月30日
最終改正 <u>こ支障第20号</u>	
障発0131第11号	
<u>令和7年1月31日</u>	
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について</p> <p>身体障害者ホームヘルプサービス事業及び障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業(以下「障害者(児)ホームヘルプサービス事業」という。)</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について</p> <p>身体障害者ホームヘルプサービス事業及び障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業(以下「障害者(児)ホームヘルプサービス事業」という。)については、障害者プランに基づき、その充実を図っているところであるが、</p>

については、障害者プランに基づき、その充実を図っているところであるが、身体障害者及び障害児・知的障害者（以下「障害者(児)」という。）の、身体介護を中心とする介護ニーズに的確に対応していくためには、障害者(児)ホームヘルパーの更なる量的、質的充実を図っていくことが求められている。

このため、障害者(児)に派遣される障害者(児)ホームヘルパーの養成を更に推進する観点から、新たに別添のとおり「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を定めたので、本事業の円滑な実施及び関係市町村に対する本事業の趣旨の徹底について特段のご配慮をお願いする。

本通知の施行に伴い「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成7年7月31日社援更第192号・老計第116号・児発第725号 厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）は廃止する。

ただし、本事業の実施体制の整備に要する期間を考慮し、平成13年度中については、なお従前の例によることができるものとする。

別添

#### 障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱

1～3 (略)

4 研修カリキュラム

(1) (略)

(2) 各課程の位置付け等は次のとおりとする。

ア～カ (略)

キ 一般課程

一般課程は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情

身体障害者及び障害児・知的障害者（以下「障害者(児)」という。）の、身体介護を中心とする介護ニーズに的確に対応していくためには、障害者(児)ホームヘルパーの更なる量的、質的充実を図っていくことが求められている。

このため、障害者(児)に派遣される障害者(児)ホームヘルパーの養成を更に推進する観点から、新たに別添のとおり「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を定めたので、本事業の円滑な実施及び関係市町村に対する本事業の趣旨の徹底について特段のご配慮をお願いする。

本通知の施行に伴い「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成7年7月31日社援更第192号・老計第116号・児発第725号 厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）は廃止する。

ただし、本事業の実施体制の整備に要する期間を考慮し、平成13年度中については、なお従前の例によることができるものとする。

別添

#### 障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱

1～3 (略)

4 研修カリキュラム

(1) (略)

(2) 各課程の位置付け等は次のとおりとする。

ア～カ (略)

キ 一般課程

一般課程は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その

報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

ク 応用課程

応用課程は、サービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として、一般課程を修了した者を対象として行われるものとする。(ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。)

ケ～サ (略)

5 事業実施上の基準

(1)～(6) (略)

(7) 一般課程

ア 一般過程については、原則として3月以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、5月の範囲内として差し支えない。

イ 研修の内容は、告示別表第6に定めるもの以上であること。

ウ 別表第6に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

エ 講師は、一般課程を教授するのに適当な者であること。

オ 同行援護事業所との連携等により、別表第6に定める実習を行うのに適当な体制を確保していること。

カ 実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

(8)～(11) (略)

6～9 (略)

別紙 (略)

他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

ク 応用課程

応用課程は、一般課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特により深い障害及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等を習得することを目的として、一般課程を修了した者を対象として行われるものとする。(ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。)

ケ～サ (略)

5 事業実施上の基準

(1)～(6) (略)

(7) 一般課程

ア 一般過程については、原則として2月以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内として差し支えない。

イ 研修の内容は、告示別表第6に定めるもの以上であること。

ウ 別表第6に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

エ 講師は、一般課程を教授するのに適当な者であること。

オ 同行援護事業所との連携等により、別表第6に定める実習を行うのに適当な体制を確保していること。

カ 実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

(8)～(11) (略)

6～9 (略)

別紙 (略)